

おしらせ

修学資金等貸付

佐賀県と佐賀県社会福祉協議会では、平成23年度の修学費及び就学に伴う支度金の貸付を行います。

【佐賀県】

◇貸付金の種類

▽修学資金 高校、高専、大学等へ入学後の経費

▽就学支度資金 小中学校、高校、高専、大学等の入

学時の準備に要する経費

◇対象 母子・寡婦世帯

◇受付場所・期間

(→子ども部支援課) 平成23年1月14日(金)～3月18日(金)

の毎週月水金曜日

(北方支所) 1月24日(月)

(山内支所) 1月26日(水)

◇貸付金利 無利子

問こども部 支援課

(23)9216

【佐賀県社会福祉協議会】

◇貸付金の種類

▽教育支援費 高校、高専、大学等へ入学後の経費

▽就学支度費 高校、高専、

| | |
|--|-----------------------------------|
| △対象 学資の支弁が困難な低所得世帯 | △受付期間 平成22年12月1日(水)～平成23年1月25日(火) |
| ※平成23年1月25日以降は、教育支援費のみの受付となりますのでご注意ください。 | △貸付金利 無利子 |

国の教育ローン



高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした融資制度です。固定金利で利用でき、在学期間は利息のみの返済とすることができます。詳しく述べてお問い合わせください。

多重債務特別相談会

0570-01-008656
(03)5321-8656

借金返済が困難になり、多重債務で悩んでいる人が増えています。多重債務となる理由は様々ですが、多重債務から抜け出す手段は必ずあります。

専門の相談員や弁護士、司法書士が相談に応じます。

相談は、無料です。また、相談者の秘密は完全に守られます。

相談は、事前予約制です。的確なアドバイスができるよう、お申込みの際に簡単な聞き取りを行います。

△日時 12月14日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月15日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月16日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月17日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月18日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月19日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月20日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月21日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月22日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月23日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月24日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月25日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月26日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月27日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月28日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月29日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月30日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 12月31日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月1日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月2日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月3日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月4日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月5日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月6日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月7日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月8日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月9日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月10日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月11日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月12日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月13日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月14日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月15日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月16日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月17日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月18日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月19日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月20日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月21日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月22日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月23日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月24日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月25日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月26日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月27日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月28日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月29日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月30日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月31日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月1日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月2日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月3日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月4日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月5日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月6日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月7日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月8日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月9日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月10日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月11日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月12日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月13日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月14日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月15日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月16日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月17日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月18日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月19日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月20日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月21日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月22日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月23日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月24日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月25日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月26日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月27日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月28日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月29日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月30日(水)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月31日(木)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月1日(金)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月2日(土)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月3日(日)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月4日(月)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月5日(火)

①9時～12時②13時～16時
(相談時間は、1人45分)

△日時 1月6日(水)

①9時～12時②13

税務署からの
お知らせ

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分が、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、年金に係る税務上の取扱いを改めることになりました。これにより、平成17～21年分までの所得稅が納めすぎとなつている所得稅が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得稅の還付のお手続きについては、国税庁ホームページをご覧いただくか、税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となります。



野焼きは法律で
禁止されています

※受け取られた年金が相続なる場合は、実際に相続税や贈与税の納稅額が生じなかつた方も対象となります。

問 武雄税務署
(23)21207
国税庁ホームページ
【www.nta.go.jp】

お早目のお手続きをお願いします。

各家庭や職場で、ごみの野焼きをしないようお願いします。

問 まちづくり部 環境課
(23)9130

水道の停水

水道料金を納付期間内に納付されなかつた場合は、水道法や武雄市給水条例に基づき、使用している水道を停水することができます



ので、ご注意ください。
納付忘れや口座残高不足で口座引落しができていな
い場合は、水道課へ早めに
ご相談ください。

問 水道部 水道課
(23)20874

保育所入所申込受付のご案内

4月からの保育所入所の申込受付を各保育所で実施します。受付では、係員が家庭の状況を伺います。

お申込の際は、入所申込書と保育ができる証明書(勤務証明書、入院・通院証明書等)を提出していただきます。

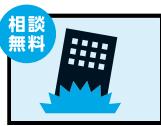
各証明書には民生委員の証明等が必要なものもありますので、お早めに準備をお願いします。



問 こども部 未来課
(23)9215

| 保育所名 | 定員 | 申込日 |
|----------|-----|-----------|
| あさひ保育園 | 120 | 12月 1日(水) |
| 光の園保育園 | 80 | 12月 2日(木) |
| 武雄保育所 | 120 | 12月 3日(金) |
| 立野川内保育園 | 90 | 12月 6日(月) |
| 花島保育園 | 90 | 12月 7日(火) |
| 武内保育園 | 80 | 12月 8日(水) |
| 志久保育園 | 120 | 12月 9日(木) |
| 大崎保育園 | 90 | 12月10日(金) |
| わかき保育園 | 45 | 12月13日(月) |
| 小鳩の家保育園 | 90 | 12月14日(火) |
| かわのぼり保育園 | 120 | 12月15日(水) |
| ひまわり保育園 | 90 | 12月16日(木) |

【有料広告】



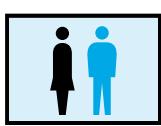
破産



相続遺言



債務整理

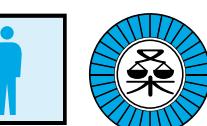


離婚

上記以外のご相談もOK! 法律相談のお問い合わせは

TEL.0954-20-1455

ホームページ www.kuwahara-law.com



桑原法律事務所
KUWAHARA LAW OFFICE

- 佐賀県弁護士会 弁護士 桑原貴洋
- 佐賀県弁護士会 弁護士 杉山林太郎

〒843-0022 武雄市武雄町

大字武雄 7179番地1

佐賀地方裁判所(武雄の裁判所)正面

